



# トッパアンドコア通信

【令和4年2月号】

2022年4月～様々な法改正がなされます。120年ぶりの民法改正となった**成人年齢の引き下げ**もその一つです。労働基準法では未成年者の労働契約について制約を設けていますが、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、18歳と19歳の労働契約について成人と同様の扱いとなります。これにより、労働契約にかかる**「保護者の同意」取得**をなくす企業もあるようです。採用担当者は、労働契約締結時の労働条件の説明など、これまで以上に丁寧に対応する必要があります。

## ■ 未払賃金を請求できる期間が延長に（2020年4月1日分～）

民法の「一般債権の消滅時効が5年」と改正されたことに合わせて、労働基準法の賃金請求権の消滅時効についても改正され、旧法では「2年」だった期間が**「5年（当分の間は3年）」に延長**されています。いきなり「5年」となってしまうと企業側の負担が大きくなることから、経過措置として「当分の間は3年」とされました。いよいよ**2022年4月～**は、労働者から未払賃金の請求をされた場合、過去2年分ではなく2年を超えた期間も対象となります。

合わせて、**賃金台帳などの記録の保存期間も延長**されていますので、文書管理規程の改訂や自社の書類保管ルールを確認しておく必要があります。

**2020年4月1日以降に支払われる賃金に適用されています**

2020年4月1日に発生した賃金請求権の場合

2020年4月以降の消滅時効期間

旧法における消滅時効期間

2020年4月1日

2022年3月31日

2023年3月31日

**全ての労働者の皆さまが対象です！**

- 賃金請求権の消滅時効期間の延長（労基法115条）**  
賃金請求権の消滅時効期間を5年（旧法では2年）に延長しつつ、**当分の間はその期間が3年**とされています。  
※退職金請求権（現行5年）などの消滅時効期間に変更はありません。
- 賃金台帳などの記録の保存期間の延長（労基法109条）**  
賃金台帳などの記録の保存期間を5年（旧法では3年）に延長しつつ、**当分の間はその期間が3年**とされています。  
※併せて、記録の保存期間の起算日が明確化されています。

### 今回の改正により延長される「賃金請求権」とは…

休業手当、時間外・休日労働等に対する割増賃金、年次有給休暇中の賃金、など

※労災補償の請求権（2年）、年次有給休暇請求権（2年）、退職手当（5年）等は現行のまま

### 今回の改正により延長される「賃金台帳などの記録」とは…

労働者名簿、賃金台帳、雇入れに関する書類（労働条件通知書、履歴書など）、

解雇に関する書類（解雇予告手当、退職手当の領収書など）、

賃金に関する書類（昇給・減給にかかる書類）、労災補償に関する書類、

その他労働関係に関する重要な書類（出勤簿、労使協定の協定書、休職・出向関係書類など）



## ■ 年金手帳が廃止⇒基礎年金番号通知書に変わります (2022年4月～)

2020年に成立した「年金制度改正法」が順次施行されています。一番の大型改正は「被用者保険の適用拡大」で、2022年10月1日～対象となる事業所の企業規模要件が現行の500人超から100人超に引き下げられます。さらに、2024年10月1日～50人超に引き下げられることが決定しているため、自社がいつから対象となるかを確認したうえで、今後の採用においては、社会保険の加入についてしっかりとした説明が必要となります。

**ご案内** 年金手帳が廃止となり、令和4年4月から基礎年金番号通知書を交付いたします

- ・原則、被保険者本人の住所宛に送付され、海外居住等で届かないときは勤務先の事業所へ送付
- ・マイナンバーによる届出であれば、被保険者本人の基礎年金番号通知書の確認は不要になる

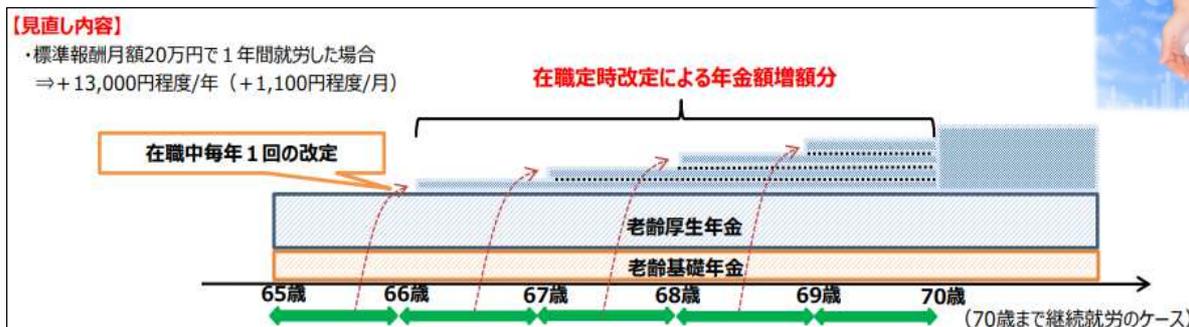
## ■ 「在職定時改定」制度の導入・年金受給開始時期の選択肢拡大 (2022年4月～)

2020年の「年金制度改正法」により、さらに2022年4月1日～以下が施行されます。65歳以上で厚生年金に加入する従業員がいる場合、給与額の設定に注意が必要となるかもしれません。

### ① 「在職定時改定」制度の導入：

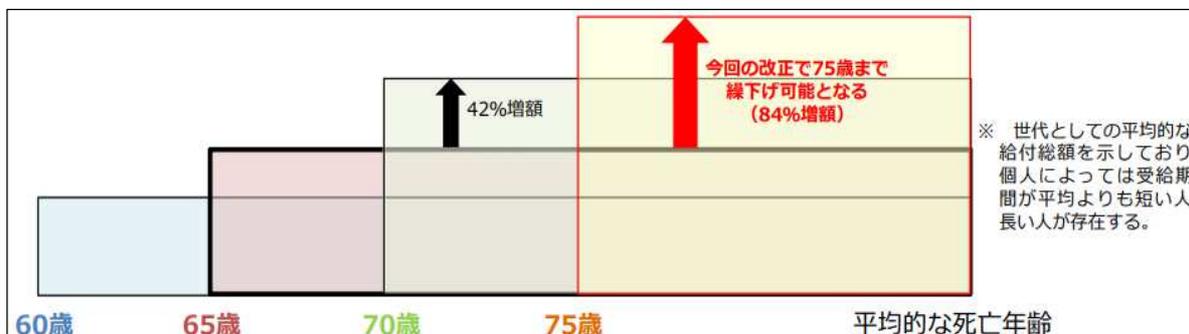
65歳以上の者は、在職中であっても毎年1回、年金額の改定を定時(10月分～)に行う

※これまでは「退職時又は70歳到達時に限り」老齢厚生年金の額が改定されていた



### ② 年金受給開始時期の選択肢拡大：

現在60歳～70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択を、60歳～75歳の間拡大



## 社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL : 03-3349-8370  
【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7F TEL : 052-589-8753  
【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6F TEL : 092-273-0503  
E-mail : [info@topandcore.or.jp](mailto:info@topandcore.or.jp) <http://www.topandcore.com/>

